

内閣統計局

大正 年 月 分

業務ノ種類 工場所在地 工場名

一ヶ月ノ在籍職工延人数

男			女			総 数
十六歳未満	十六歳以上	計	十六歳未満	十六歳以上	計	
人	人	人	人	人	人	人

一ヶ月ノ出勤職工延人数及賃銀諸手当賞与支払総額並一人当金額

	男		女	
	十六歳未満	十六歳以上	十六歳未満	十六歳以上
出勤職工延人数	人	人	人	人
賃銀諸手当賞与支払総額	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
一人当賃銀諸手当賞与額	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

備考

- (1) 無償又は廉価ニテ給与スル食事ノ代金又ハ差損金総額 円 銭
- (2) 半期年末ノ賞与総額 円 銭

一日ノ所定作業時間

作業時間	内休憩時間

一ヶ月ノ実際作業日数

且

- (1) 本票記載ノ事項ハ全国多数ノ工場ニ就テ調査シタル結果ヲ集計ノ上毎月発表スルモノナルモ決シテ貴工場名及本票記載ノ数字ヲ此ノ儘ニテ公表スルコトナキヲ以テ聊モ貴工場ノ御迷惑トナルコトナキニ依リ事実有ノ儘ニ正確ニ御記入アリタシ
- (2) 本票ハ御調製ノ上必ス翌月十五日迄ニ府県庁ヘ提出セラレタシ

（切取線）

- (1) 一ヶ月ノ在籍職工延人数ノ欄ニハ其月ニ於ケル貴工場ノ在籍職工ヲ男女及年齢別ニ別チ各其ノ毎日ノ在籍職工数ノ一ヶ月間ノ延人数ヲ夫々記入セラレタシ若シ年齢ヲ満歳ニテ十六歳未満、十六歳以上ニ分ツコト困難ナルトキハ数ヘ歳ニテ十六歳以下、十七歳以上ニ区分セラルルモ差支ナシ
- (2) 出勤職工延人数ノ欄ニハ其ノ月ニ於ケル貴工場ノ出勤職工ヲ男女及年齢別ニ別チ各其ノ毎日ノ出勤職工数ノ其ノ月ニ於ケル実際作業日数ノ延人数ヲ夫々記入セラレタシ（工程ノ高ニ拘ラヌ又所定時間以上作業ニ従事シタル場合モ所定時間以下作業ニ従事シタル場合モ之ヲ一人トシテ計算アリタシ）
- (3) 賃銀諸手当賞与支払総額ノ欄ニハ日給、時間延長割増、出来高払、請負払等普通賃銀又ハ手間ト称スルモノ及各種ノ手当（但シ工場法ニ基ク扶助料及帰郷旅費ハ含マヌ）奨励加給並ニ賞与等（現金又ハ伝票ニテ支給スルモノニ限り無償又ハ廉価ニテ給与スル実物ノ代金又ハ差損金ハ決シテ之ヲ加算セサルコト）ノ一ヶ月ノ支払総額ヲ記入セラレタシ
- (4) 一人当賃銀諸手当賞与額ノ欄ニハ出勤職工延人数ヲ以テ賃銀諸手当賞与支払総額ヲ除シタル一人当ノ金額ヲ記入セラレタシ
- (5) 無償又は廉価ニテ職工（職工以外ノ者ニ対スル分ハ必ス之ヲ除クコト）ニ給与スル食事ノ代金又ハ差損金ノ総額ヲ備考欄1ニ記入セラレタシ
- (6) 職工（職工以外ノ者ニ対スル分ハ必ス之ヲ除クコト）ニ対スル半期年末ノ賞与金ハ其ノ月ノ支払総額中ニ加ヘス其ノ賞与金総額ヲ備考欄2ニ記入セラレタシ
- (7) 一日ノ所定作業時間ノ欄ニハ貴工場所定ノ作業時間ヲ記入セラレタシ但シ継続的ニ所定時間外作業ヲ行フ場合ハ之ヲ加算セラレタシ尚職工ニ依リ所定作業時間ノ異なる場合ハ多数ノ職工ニ対スル作業時間ヲ探ラレタシ
- (8) 一ヶ月ノ実際作業日数ノ欄ニハ公休日及貴工場ノ都合又ハ其ノ他ノ事故ニ依ル臨時休業日等ヲ除キタル実際ノ作業日数（皆出勤職工ノ出勤日数ニ当ル）ヲ記入セラレタシ
- (9) 若シ貴工場ノ賃銀計算期間カ暦月ト一致セサル場合（例ヘハ前月二十六日ヨリ当月二十五日迄一計算期間トスルカ如シ）ニハ貴工場実施ノ賃銀計算期間ニ依リ一ヶ月ノ在籍職工延人数 一ヶ月ノ出勤職工延人数 賃銀諸手当賞与支払総額 一人当賃銀諸手当賞与額 一日ノ所定作業時間 一ヶ月ノ実際作業日数ヲ夫々記入セラレタシ